

業 務 委 託 仕 様 書

1 事業名

水路内除草作業業務委託（右京区京北周山町下ヶ市他 周山下ヶ市水 2 号）

2 業務の目的

京北周山町下ヶ市他に所在する水路において、水路内に雑草が繁茂し、流水を阻害する要因となっている。また、蔓状植物が周辺の土地へ越境し、土地利用に支障を及ぼしている状況が確認されている。これらの問題は、通水機能の低下のみならず、景観や衛生環境の悪化にもつながるおそれがあるため、早急な対策が必要である。本業務では水路内の支障物を取り除き、通水機能を確保しつつ、河川環境の美化の向上を図る目的で実施するものである。

3 履行期間

契約締結の日から令和 7 年 1 2 月 2 6 日（金）まで

4 履行場所

【周山下ヶ市水 2 号】

右京区京北周山町下ヶ市他（別紙箇所図・詳細図参照）

5 業務範囲

隣接する周山 1 号線から下流域までの約 2 8 m の区画



6 業務内容

前節に示した範囲の箇所で除草及び蔓状植物の除去を行う。掘割水路の底盤及び水路擁壁の三面張り部分を対象とする。

7 見積項目

除草等作業、交通誘導員、収集運搬費、処分材とそれ以外で生じた処分材の費用、諸経費などを必要に応じて計上する。

8 支払条件

業務完了後、履行場所（業務範囲）において適切に業務が履行されていることを本職員と確認のうえ、本業務に係る経費を支払う。

提出する書類

1. 業務完了報告書（様式 19）

https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/cmsfiles/contents/0000190/190817/R0702_11-sekkei-word.doc

2. 請求書

https://www.city.kyoto.lg.jp/kaikei/cmsfiles/contents/0000300/300554/13_1seikyuusyo.xls

3. 写真（着手前、完了時、履行時）※データ提出可

9 特記事項

（費用）

- ・ 作業に要する労務費、交通誘導、車両運転費、仮設資材、機械工具類の賃料・損料、消耗品費及び諸経費等の全ての費用は、本業務に含む。
- ・ 業務に伴い発生した廃棄物は適正に処理するものとし、運搬費及び指定した廃材以外の処分費は本業務に含む。
- ・ 作業で生じた除草や落葉以外に、散在するごみや不法投棄物は受託者の処分とする。

（安全）

- ・ 作業にあたっては通行車両等の安全に十分配慮し、適切な規制のうえ実施すること。
なお、道路規制に伴う道路使用許可は、受託者において取得すること。取得後の許可書写しを作業前までに提出をする。
- ・ 作業実施者の安全管理については、受託者の責任において行うこと。
- ・ 作業中の事故をはじめとした問題が生じた場合は、速やかに本市担当職員に連絡すること。また、事故等により、第三者や他の工作物に与えた損害については、受託者の責任において対応すること。

（工程）

- ・ 隣接する地権者への周知を行う都合上、実施予定日が確定した際は、1週間前までを

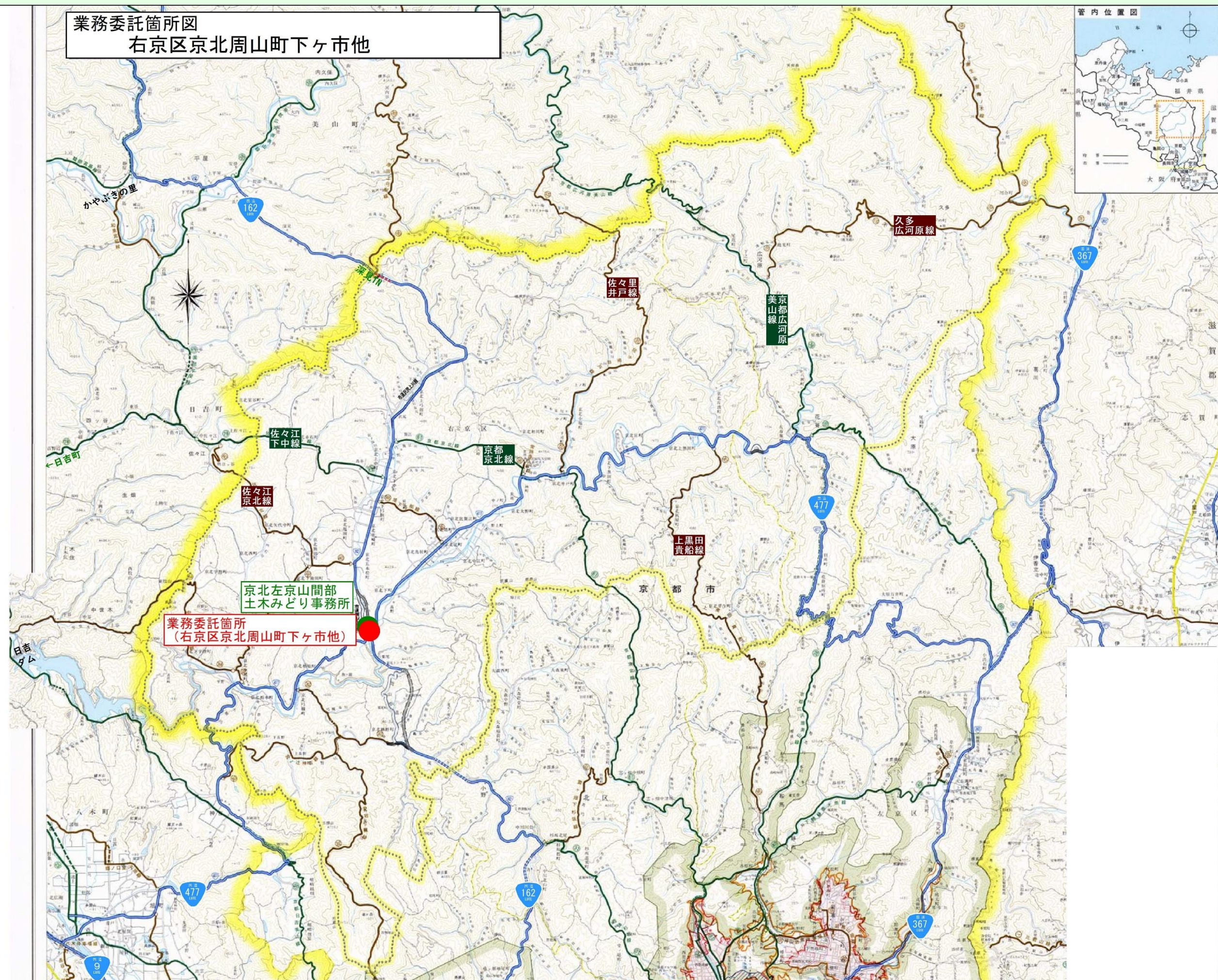
目途に受託者から発注者へその旨の報告を行うこと。

- ・ 作業時間は原則として平日の午前 9 時から午後 5 時の間とする。
- ・ 周辺の地形上、降雨の強さ如何では流入水で作業に影響を及ぼす可能性がある。事前に天気をチェックし、無理のない工程とすること。

(その他)

- ・ 作業で生じた刈草や落葉等は現地に仮置きをせず、刈取りした都度に搬出をする。
- ・ 気象状況により水路内の水かさが増している場合がある。作業に当たっては前もって気象状況を把握すること。
- ・ 本作業完了後、完成書類等を速やかに作成し、メール等にて本市担当者に提出すること。
- ・ 作業時は隣接する道路の通行車両の妨げにならないよう注意及び対処する。

業務委託箇所図
右京区京北周山町下ヶ市他

[illegible]

禁複製轉載

業務委託箇所 詳細図



現況写真【上流】



現況写真【下流】

